

証券投資信託約款変更等のお知らせ

このたび当社では、以下の通り、証券投資信託の信託約款の一部等を変更いたしますので、お知らせいたします。

【対象 E T F】

証券コード	ファンド名称
A	1495 追加型証券投資信託 上場インデックスファンドアジアリート
B	1547 追加型証券投資信託 上場インデックスファンド米国株式 (S&P500)
C	2521 追加型証券投資信託 上場インデックスファンド米国株式 (S&P500) 為替ヘッジあり
D	1554 追加型証券投資信託 上場インデックスファンド世界株式 (MSCI ACWI) 除く日本
E	1680 追加型証券投資信託 上場インデックスファンド海外先進国株式 (MSCI-KOKUSAI)
F	1681 追加型証券投資信託 上場インデックスファンド海外新興国株式 (MSCI エマージング)

【変更の理由および内容】

各対象 E T F につきまして、分配金予想額の開示日が計算期間終了日の 2 営業日前（計算期間終了日が休業日の場合は、当該計算期間終了日の 3 営業日前）に変更されたため、投資家の利便性向上の観点から受益権の取得および一部解約の申込不可日もこれに合わせて変更するべく、信託約款の一部に所要の変更を行います。

証券コード	変更内容	変更内容		
		①購入時における申込不可日の変更	②換金時における申込不可日の変更	③購入時および換金時における申込締切時間*の変更
A	1495	変更あり	— (体裁のみ、詳細省略)	午前 10 時→午前 11 時まで
B	1547	変更あり	— (体裁のみ、詳細省略)	午後 2 時→午後 3 時まで
C	2521	変更あり	— (体裁のみ、詳細省略)	午後 2 時→午後 3 時まで
D	1554	変更あり	— (体裁のみ、詳細省略)	—
E	1680	変更あり	— (体裁のみ、詳細省略)	—
F	1681	変更あり	— (体裁のみ、詳細省略)	—

※「③申込締切時間の変更」は約款変更ではありません。投資信託説明書における記載事項変更となります。また、上記変更は、東京証券取引所を通じた対象 E T F の取引時間を変更するものではありません。

【信託約款の新旧対照表】

■ A：上場インデックスファンドアジアリート

①購入時（取得申込時）における申込不可日の変更

変更前	変更後
次のいずれかに該当する場合、原則として取得申込の受付は行ないません。 1. 取得申込日が計算期間終了日の 3 営業日前以降の 2 営業日間（ただし、計算期間終了日が休業日の場合は、取得申込日の当該計算期間終了日の 4 営業日前以降の 3 営業日間） 2. 取得申込日がシンガポール証券取引所の休業日またはシンガポールの銀行休業日の場合 3. 上述のほか、委託会社が約款に定める運用の基本方針に沿った運用に支障をきたす恐れのあるやむを得ない事情が生じたものと認めたとき	次のいずれかに該当する場合、原則として取得申込の受付は行ないません。 1. 取得申込日が計算期間終了日の 2 営業日前となる場合（ただし、計算期間終了日が休業日の場合は、取得申込日が当該計算期間終了日の 3 営業日前以降の 2 営業日間となる場合） 2. 取得申込日がシンガポール証券取引所の休業日またはシンガポールの銀行休業日の場合 3. 上述のほか、委託会社が約款に定める運用の基本方針に沿った運用に支障をきたす恐れのあるやむを得ない事情が生じたものと認めたとき

■ B：上場インデックスファンド米国株式 (S&P500)

■ C：上場インデックスファンド米国株式 (S&P500) 為替ヘッジあり

①購入時（取得申込時）の申込不可日の変更	
変更前	変更後
<p>次のいずれかに該当する場合、原則として取得申込の受付は行ないません。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 取得申込日が計算期間終了日の3営業日前以降の2営業日間（ただし、計算期間終了日が休業日の場合は、取得申込日の当該計算期間終了日の4営業日前以降の3営業日間） 2. 取得申込日がニューヨーク証券取引所の休業日またはニューヨークの銀行休業日の場合 3. 上述のほか、委託会社が約款に定める運用の基本方針に沿った運用に支障をきたす恐れのあるやむを得ない事情が生じたものと認めたとき 	<p>次のいずれかに該当する場合、原則として取得申込の受付は行ないません。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 取得申込日が計算期間終了日の2営業日前となる場合（ただし、計算期間終了日が休業日の場合は、取得申込日が当該計算期間終了日の3営業日前以降の2営業日間となる場合） 2. 取得申込日がニューヨーク証券取引所の休業日またはニューヨークの銀行休業日の場合 3. 上述のほか、委託会社が約款に定める運用の基本方針に沿った運用に支障をきたす恐れのあるやむを得ない事情が生じたものと認めたとき

■ D：上場インデックスファンド世界株式 (MSCI ACWI) 除く日本

①購入時（取得申込時）の申込不可日の変更	
変更前	変更後
<p>次のいずれかに該当する場合、原則として取得申込の受付は行ないません。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 取得申込日が計算期間終了日の3営業日前以降の2営業日間（ただし、計算期間終了日が休業日の場合は、取得申込日が当該計算期間終了日の4営業日前以降の3営業日間） 2. 取得申込日が英国証券取引所の休業日、ニューヨーク証券取引所の休業日、フランクフルト証券取引所の休業日、香港証券取引所の休業日、韓国証券取引所の休業日、台湾証券取引所の休業日、サンパウロ証券取引所の休業日、シンガポール証券取引所の休業日、ムンバイの証券取引所の休業日、ヨハネスブルグ証券取引所の休業日、スイス証券取引所の休業日、ロンドンの銀行休業日、ニューヨークの銀行休業日または香港の銀行休業日の場合 3. 上述のほか、委託会社が約款に定める運用の基本方針に沿った運用に支障をきたす恐れのあるやむを得ない事情が生じたものと認めたとき 	<p>次のいずれかに該当する場合、原則として取得申込の受付は行ないません。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 取得申込日が計算期間終了日の2営業日前となる場合（ただし、計算期間終了日が休業日の場合は、取得申込日が当該計算期間終了日の3営業日前以降の2営業日間となる場合） 2. 取得申込日が英国証券取引所の休業日、ニューヨーク証券取引所の休業日、フランクフルト証券取引所の休業日、香港証券取引所の休業日、韓国証券取引所の休業日、台湾証券取引所の休業日、サンパウロ証券取引所の休業日、シンガポール証券取引所の休業日、ムンバイの証券取引所の休業日、ヨハネスブルグ証券取引所の休業日、スイス証券取引所の休業日、ロンドンの銀行休業日、ニューヨークの銀行休業日または香港の銀行休業日の場合 3. 上述のほか、委託会社が約款に定める運用の基本方針に沿った運用に支障をきたす恐れのあるやむを得ない事情が生じたものと認めたとき

■ E：上場インデックスファンド海外先進国株式 (MSCI-KOKUSAI)

①購入時（取得申込時）の申込不可日の変更	
変更前	変更後
<p>次のいずれかに該当する場合、原則として取得申込の受付は行ないません。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 取得申込日が計算期間終了日の3営業日前以降の2営業日間（ただし、計算期間終了日が休業日の場合は、取得申込日が当該計算期間終了日の4営業日前以降の3営業日間） 2. 取得申込日が英国証券取引所の休業日、ニューヨーク証券取引所の休業日、フランクフルト証券取引所の休業日、ロンドンの銀行休業日またはニューヨークの銀行休業日の場合 3. 上述のほか、委託会社が約款に定める運用の基本方針に沿った運用に支障をきたす恐れのあるやむを得ない事情が生じたものと認めたとき 	<p>次のいずれかに該当する場合、原則として取得申込の受付は行ないません。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 取得申込日が計算期間終了日の2営業日前となる場合（ただし、計算期間終了日が休業日の場合は、取得申込日が当該計算期間終了日の3営業日前以降の2営業日間となる場合） 2. 取得申込日が英国証券取引所の休業日、ニューヨーク証券取引所の休業日、フランクフルト証券取引所の休業日、ロンドンの銀行休業日またはニューヨークの銀行休業日の場合 3. 上述のほか、委託会社が約款に定める運用の基本方針に沿った運用に支障をきたす恐れのあるやむを得ない事情が生じたものと認めたとき

■ F：上場インデックスファンド海外新興国株式 (MSCIエマージング)

①購入時（取得申込時）の申込不可日の変更	
変更前	変更後
<p>次のいずれかに該当する場合、原則として取得申込の受付は行ないません。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 取得申込日が計算期間終了日の3営業日前以降の2営業日間（ただし、計算期間終了日が休業日の場合は、取得申込日が当該計算期間終了日の4営業日前以降の3営業日間） 2. 取得申込日が英国証券取引所の休業日、ニューヨーク証券取引所の休業日、香港証券取引所の休業日、韓国証券取引所の休業日、台湾証券取引所の休業日、サンパウロ証券取引所の休業日、シンガポール証券取引所の休業日、ムンバイの証券取引所の休業日、ヨハネスブルグ証券取引所の休業日、スイス証券取引所の休業日、ロンドンの銀行休業日、ニューヨークの銀行休業日または香港の銀行休業日の場合 3. 上述のほか、委託会社が約款に定める運用の基本方針に沿った運用に支障をきたす恐れのあるやむを得ない事情が生じたものと認めたとき 	<p>次のいずれかに該当する場合、原則として取得申込の受付は行ないません。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 取得申込日が計算期間終了日の2営業日前となる場合（ただし、計算期間終了日が休業日の場合は、取得申込日が当該計算期間終了日の3営業日前以降の2営業日間となる場合） 2. 取得申込日が英国証券取引所の休業日、ニューヨーク証券取引所の休業日、香港証券取引所の休業日、韓国証券取引所の休業日、台湾証券取引所の休業日、サンパウロ証券取引所の休業日、シンガポール証券取引所の休業日、ムンバイの証券取引所の休業日、ヨハネスブルグ証券取引所の休業日、スイス証券取引所の休業日、ロンドンの銀行休業日、ニューヨークの銀行休業日または香港の銀行休業日の場合 3. 上述のほか、委託会社が約款に定める運用の基本方針に沿った運用に支障をきたす恐れのあるやむを得ない事情が生じたものと認めたとき

【変更適用日】

2020年4月21日

以上

2020年4月20日

東京都港区赤坂九丁目7番1号
日興アセットマネジメント株式会社